

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇児童相談所が保有する一時保護所における私と〇〇〇〇との面会記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成24年6月29日付けで行った部分開示決定は、妥当である。

### 2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し平成24年5月1日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「〇〇児童相談所が保有する一時保護所における私と〇〇〇〇との面会記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 代理人は、行政不服審査法に基づき、平成24年7月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年10月31日付けで代理人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年11月27日、実施機関からの意見聴取を行った。





### (3) 代理人のその他の主張について

ア 代理人は、児童Aに知らせないことを条件に開示するなど柔軟な対応をすべきである旨主張する。

しかし、条例上、実施機関が開示の実施について条件を付する制度は存在せず、実際上も、実施機関において開示された保有個人情報の流通範囲を限定することは不可能であることから、かかる主張は採用し得ない。

イ また、代理人は、過去の開示請求において、平成22年7月5日を除く面会記録は開示されており、本件処分は過去の開示判断に反した恣意的なものである旨主張する。

過去に開示判断がなされた面会記録があったとしても、条例第17条各号の不開示情報該当性は、対象文書ごとに個別具体的に判断されるものであるから、かかる主張は採用しえない。

ウ 代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### (4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

### 審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 9月13日	諮詢を受ける（諮詢第73号）
平成24年 9月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年11月 1日	代理人から意見書を受理
平成24年11月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成25年 1月17日	審議
平成25年 5月16日	代理人による意見陳述及び審議
平成25年 7月18日	審議

平成25年 8月 7日	答申
-------------	----